

家庭における太陽光発電導入促進事業実施要綱

(制定) 令和5年3月30日付4環気家第305号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭における太陽光発電システムの導入等促進のため、太陽光発電システムの設置に係る費用及びパワーコンディショナの更新に係る経費への補助を実施する事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に太陽光発電システムを設置する者に対し、当該システムの機器費及び工事費の一部を助成する。また、都内の住宅に太陽光発電システムを既に設置している者に対し、当該システムを継続して利用するために更新するパワーコンディショナの機器費及び工事費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ、太陽電池の架台その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 2 パワーコンディショナ 太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。
- 3 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- 4 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- 5 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。
- 6 陸屋根 傾きのほとんどない、平面状の屋根をいう。
- 7 機能性PV 太陽光発電システムのうち、優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る実施要綱（令和4年12月27日付4都環公地温第2408号）第七条第二項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が認定したものをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のい

いずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- (1) 2 (1) に規定する助成金の交付対象となる太陽光発電システムを都内の住宅に設置した太陽光発電システム（以下「助成対象機器」という。）の所有者又は管理組合
- (2) 2 (1) に規定する助成対象機器を所有し、その助成対象機器をリース等により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）。
- (3) 都内の住宅に設置されている太陽光発電システムの所有者又は所有している管理組合であって、2 (3) に規定する助成対象機器を更新する者

2 助成対象機器

助成対象機器は、機器の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電システム
 - 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅又はその敷地内に新規に設置されたものであること。
 - 三 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
 - 四 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。
 - 五 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。
- (2) 太陽電池を設置するための架台
 - 一 未使用品であること。
 - 二 陸屋根の集合住宅及び戸建住宅（戸建の新築住宅を除く。）への（1）で定める太陽光発電システムの設置に伴い、設置するものであること。
- (3) パワーコンディショナ
 - 一 未使用品であること。
 - 二 都内の住宅に既に設置されている、次の（1）及び（2）の要件を満たす太陽光発電システムを構成するものであって、当該システムを継続して利用するために更新されるものであること。
 - (1) 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは

同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

（2）当該太陽光発電システムにより供給される電気が、当該太陽光発電システムを設置する住宅の居住の用に供する部分で使用されるものであること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる助成対象機器の設置又は更新に係る経費とする。（消費税及び地方消費税は除く。）。

一 2（1）で定める太陽光発電システム及び太陽光発電システムの架台の設置に係る機器費、材料費及び工事費とする。ただし、次号に定める経費を除く。

二 2（2）で定める陸屋根（戸建の新築住宅を除く。）への太陽光発電システムの架台の設置に係る材料費及び工事費。

三 2（2）で定める陸屋根への太陽光発電システムの架台の設置に伴う防水工事に係る材料費及び工事費（既存住宅の陸屋根への施工に限る。）

四 2（3）で定めるパワーコンディショナの更新に係る機器費及び工事費

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象機器の設置に係る機器費、材料費及び工事費について、国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

（1）太陽光発電システム

ア 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

（ア）太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合

次のa又はbのいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

a 1棟当たり360,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり360,000円）

b 太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額

（イ）太陽光発電システムの発電出力が3.6kWを超える場合

太陽光発電システムの発電出力に100,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

（ア）太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合

次のa又はbのいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

a 1棟当たり450,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり450,000円）

b 太陽光発電システムの発電出力に150,000円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超える場合

太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

ウ 架台設置経費

(ア) 陸屋根の集合住宅に太陽光発電システムの設置に伴い架台を設置する場合

ア又はイで定める単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に200,000円を乗じて得た額。ただし、架台の材料費及び工事費の合計金額を上限とする。

(イ) 陸屋根の戸建住宅（新築住宅は除く。）に太陽光発電システムの設置に伴い架台を設置する場合

ア又はイで定める単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に100,000円を乗じて得た額。ただし、架台の材料費及び工事費の合計金額を上限とする。

エ 防水工事経費

陸屋根の住宅の建築後に太陽光発電システムの設置に伴い架台を設置し、及び防水工事を施工する場合において、イで定める単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に180,000円を乗じて得た額。ただし、防水工事の材料費及び工事費の合計金額を上限とする。

オ 機能性PV

ア又はイで定める単価に加えて交付するものとし、優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準（令和5年2月28日付4環気環第318号）別表2から4に定める次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める金額を当該機能性PVの太陽電池モジュールの発電出力に乗じて得た額（当該機能性PVの周辺機器を設置する場合にあっては、太陽光発電システムの発電出力に乗じて得た額）

(ア) 市場における付加価値が高い機能性PVの製品 50,000円

(イ) 市場における付加価値がやや高い機能性PVの製品 20,000円

(ウ) 既存住宅の市場における付加価値がやや高い機能性PVの製品 20,000円

ただし、太陽光発電システムの機器費、材料費及び工事費の合計金額を上限とする。

(3) パワーコンディショナ

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1とする。ただし、1台当たりの上限額は100,000円とする。

第5 本事業の実施体制

1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

(1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付をするために造成する基金への出えん

(2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、令和5年度から令和9年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和5年度から令和11年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年3月30日付4環気家第305号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する
- 2 陸屋根の戸建住宅(新築を除く。)に架台を設置し、太陽光発電システムを設置するために、いずれも令和5年1月11日付4環気家第183号の家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱、既存住宅における省エネ改修促進事業実施要綱、賃貸住宅省エネ改修先行実装事業実施要綱及び熱と電気の有効利用促進事業実施要綱並びに令和5年1月13日付4環気家第190号の電気自動車等の普及促進事業実施要綱に基づき令和5年1月31日から同年3月31日までに当該太陽光発電システムに係る助成金の交付申請をしたものについては、当該助成金の交付の手續において、この要綱を遡及して適用する。
- 3 太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新費用助成事業実施要綱(令和5年1月11日付4環気家第183号。以下「旧要綱」という。)に基づき、令和5年1月31日から同年3月31日までになされた助成金の交付申請について、令和5年度に交付に係る手續を行う場合は、旧要綱の規定にかかわらず、この要綱を適用する。

なお、旧要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。